



# 鳥取県公報

平成 29 年 9 月 19 日 (火)  
第 8 9 3 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 生活保護法による医療機関の指定 (602) (福祉監査指導課) . . . . . 2 |
|        | 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (603) (〃) . . . . . 2  |
|        | 国土調査の成果の認証 (604) (農地・水保全課) . . . . . 2      |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 3       |

# 告 示

## 鳥取県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 診療所

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 指 定 年 月 日 |
|-----------|-------------|-----------|
| 宍戸医院      | 鳥取市田島716    | 平成29年7月1日 |

## 2 指定訪問看護事業者等

| 名 称     | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称     | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日     |
|---------|------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 株式会社オクト | 米子市富益町8    | すまいる訪問看護リハビリステーション | 米子市両三柳693-3     | 平成29年8月1日 |

## 鳥取県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 診療所

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 廃 止 年 月 日  |
|-----------|-------------|------------|
| 宍戸医院      | 鳥取市田島716    | 平成29年6月30日 |

## 鳥取県告示第604号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期       | 成果の名称                       | 調査を行った地域   | 認証年月日      |
|------------|----------------|-----------------------------|------------|------------|
| 岩美郡岩美町     | 平成23年度及び平成24年度 | 岩美町（大字大谷の一部[1101]）の地籍図及び地籍簿 | 岩美町大字大谷の一部 | 平成29年9月19日 |
| 〃          | 平成24年度及び平成25年度 | 岩美町（大字大谷の一部[1201]）の地籍図及び地籍簿 | 〃          | 〃          |

|        |                      |  |                      |   |
|--------|----------------------|--|----------------------|---|
| 〃      | 平成26年度及び<br>平成27年度   | 岩美町（大字長谷の一部<br>[1403]）の地籍図及び地籍簿                                  | 岩美町大字長谷の一部           | 〃 |
| 八頭郡八頭町 | 平成26年度から<br>平成28年度まで | 八頭町（明辺の一部<br>(20143132901)）の地籍図<br>及び地籍簿                         | 八頭町明辺の一部             | 〃 |
| 〃      | 平成27年度及び<br>平成28年度   | 八頭町（覚王寺の一部<br>(20153132902、<br>20153132903)）の地籍図及<br>び地籍簿        | 八頭町覚王寺の一部            | 〃 |
| 〃      | 〃                    | 八頭町（船岡、破岩及び坂<br>田の各一部（20153132904、<br>20153132905)）の地籍図及<br>び地籍簿 | 八頭町船岡、破岩<br>及び坂田の各一部 | 〃 |
| 〃      | 〃                    | 八頭町（皆原、島及び南の<br>各一部（20153132906)）の<br>地籍図及び地籍簿                   | 八頭町皆原、島及<br>び南の各一部   | 〃 |
| 西伯郡南部町 | 平成12年度から<br>平成26年度まで | 南部町（朝金の一部）[804]<br>の地籍図及び地籍簿                                     | 南部町朝金の一部             | 〃 |
| 〃      | 平成14年度から<br>平成26年度まで | 南部町（朝金の一部）[806]<br>の地籍図及び地籍簿                                     | 〃                    | 〃 |

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で使用する液晶プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(4) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力され、又は入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書又は入札書に入力すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 29 年 9 月 29 日（金）正午までに 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成 29 年 9 月 19 日（火）から同年 11 月 6 日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付発出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 29 年 9 月 19 日（火）から同年 11 月 6 日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し（平成 29 年 9 月 19 日（火）以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあってから 2 時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- (3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成29年9月19日（火）から同年10月13日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月19日（火）から同年10月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年10月30日（月）から同年11月6日（月）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、平成29年11月2日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年11月6日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年10月13日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成29年9月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : LCD projectors and peripherals

(2) October 13, 2017 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 6, 2017 noon : Time-limit for submission of tenders

(November 2, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7507